

令和 7 年度 堺市 生活保護面接相談員（会計年度任用職員） 採用試験受験案内

1 募集内容

職種	生活保護面接相談員
業務内容	① 生活保護の申請相談に関する業務 ② 生活保護の申請受理等に関する業務 ③ その他所属長が指示する業務
勤務地	堺市各区役所の保健福祉総合センター生活援護課（堺区においては生活援護第一課） ※配属は本人希望も考慮しますが、原則として生活援護管理課にて決定します。
雇用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
雇用の更新	市が必要と認める場合かつ勤務成績等が良好なものについては再任します。 ただし、任用日時時点で 64 歳以上の場合は再任しません。 ※再任しない場合も、改めて同ポストの募集に対し応募することが可能です。
募集期間	令和 7 年 1 月 6 日（月）～令和 7 年 1 月 17 日（金）
採用予定人数	9 名程度 ※退職者の状況等により変動する場合があります。

2 応募資格

■ 社会福祉主事任用資格を有する または 取得見込であること

次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することが必要です。

- （ア） 社会福祉法により、学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3 科目以上履修し、卒業すること
- （イ） 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了すること
- （ウ） 社会福祉法により、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

※厚生労働大臣の指定する科目等については、必ず厚生労働省ホームページ
「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。



- 生活保護関係業務の相当の経験を有すること
(例：福祉事務所や社会福祉施設、その他福祉関係の事業所等にて勤務経験があるなど)
- パソコンの基本操作（Word 文書作成や Excel 表計算処理等）ができること
- 地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないこと
地方公務員法第 16 条（抜粋）
 - 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験詳細

日時	令和 7 年 2 月 7 日（金） 「集合」及び「試験開始」時刻については、申込後にお知らせします。
会場	堺市役所 本館（堺市堺区南瓦町 3 番 1 号）
実施方法	個別面接及び書類選考（職務経歴など）

4 申込方法

以下の提出物を期日までに提出してください。

■ 提出物

① 堺市会計年度任用職員履歴書（生活援護管理課用）

※半年以内に撮影した鮮明な写真 1 枚（タテ 4cm×ヨコ 3cm、上半身、正面向き、脱帽、裏面に氏名及び生年月日を記入）を貼付してください。

※昼間に確実に連絡できる連絡先（携帯電話番号等）を記載してください。

※必要に応じて職務経歴書を添付してください。

② 資格の取得（見込）が確認できる書類（以下の証明等がない場合は申立書）

- ・社会福祉主事任用資格証明書のコピー
- ・大学（短期大学を含む）の卒業（見込）証明書及び社会福祉主事の任用資格取得に必要な単位修得（見込）証明書（大学で資格を取得した者のみ）
- ・社会福祉士又は精神保健福祉士登録証のコピー

③ 面接カード

④ 返信用封筒（460 円の切手を貼付したもの）

※受験票送付用。定形（長型 3 号程度の大きさ）の封筒に、ご自身の郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、切手を貼付してください。

■ 提出方法

郵送	令和 7 年 1 月 17 日（金） 必着 （簡易書留とすること） ※封書表面に「 生活保護面接相談員応募 」と記載してください。
持参	令和 7 年 1 月 17 日（金）17 時 00 分まで（午後 0 時から午後 0 時 45 分までを除く）

■ 提出先

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課
（南海高野線「堺東駅」下車 徒歩 5 分 堺市役所 本館 7 階）

※提出書類に不備がある場合は連絡します。なお、連絡がつかない場合や修正が必要な場合は返送することがあります。このために生じた受験申込みの遅延については一切責任を負いませんので注意してください。

※提出書類は一切お返ししません。

※受験に際して取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の利用は行いません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

※令和 7 年 1 月 31 日（金）までに受験票が届かない場合には、堺市生活援護管理課（後掲「お問い合わせ先」参照）へ至急連絡してください。

5 結果発表

- ・令和 7 年 2 月下旬（予定） 可否にかかわらず本人に原則メールで通知します。
※電話による可否の問い合わせには、一切お答えできません。
- ・採用待機者を決定する場合があります。
- ・受験資格を満たすことができない場合や、申込内容や提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消します。
※受験者数にかかわらず、試験の成績によっては合格者数が採用予定人数を下回ることがあります。

6 報酬・勤務条件等

（令和 7 年 1 月 6 日現在。今後の人事給与制度等の改正により変わることがあります。）

報酬等 (令和 7 年 4 月 1 日 採用の場合)	① 報酬月額 199,500 円（週 30 時間勤務） ※本市の同業務の会計年度任用職員としての経験年数に応じて加算あり （上限 10 年） ② 期末・勤勉手当 有 6 月、12 月に支給（合計 4.6 月分）※任用初年度は割落としあり ③ 通勤手当 有 ④ 福利厚生 厚生年金、健康保険、公務災害補償制度等 ⑤ 雇用保険 有 ⑥ 退職金 無
勤務形態	月曜日～金曜日（平日）のうちの 4 日（勤務曜日は配属先で決定します） 午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（休憩 45 分） 週 30 時間勤務 ※指定する日以外や時間外勤務を命じる場合があります。
休日	平日のうち 1 日（勤務曜日により決まります）・土曜日・日曜日・祝日・年末年始
休暇	年次有給休暇（20 日）・特別休暇等 ※「堺市職員の勤務時間、休暇等に関する規程」等に基づき付与されます。

7 お問い合わせ先

堺市 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-228-7412(直通) / FAX 072-228-7853

※試験の内容に関する問い合わせには、一切お応えできません。